

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本件の契約は、本事業にかかる平成30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年2月13日

世田谷区

1 業務内容

(1) 契約件名

環境美化指導業務委託

(2) 目的

世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例（平成30年4月より「世田谷区環境美化等に関する条例」）に基づき、区内の屋外の公共の場所等（指定喫煙場所を除く。）で歩きたばこ・路上喫煙及びポイ捨て（以下、「路上喫煙等」という。）を行う者等に対して広域的・連続的な巡回指導・啓発を実施し、条例の周知徹底を図ることで、公共の場所等での喫煙による迷惑を防止し、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現をめざす。

(3) 業務内容

上記の目的を達成するため、たばこに関するマナー違反者に対する巡回指導・啓発業務として、以下の～の業務を行うこと。また、以下の～の業務以外に、上記(2)の目的を達成するために有効な手法等があれば、提案を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、マナー違反者に対して粘り強い指導・啓発を行うものとし、トラブルの発生等にも適切に対処すること。

業務に係る条件として、区の議会報告資料を参照し、経費見積等の参考とすること。なお、直近の議会報告資料（平成30年2月7日）を、別紙3として添付する。

年間・月間指導計画の作成

巡回指導員への研修の実施

歩きたばこ・ポイ捨て・路上喫煙等を行う者への指導・巡回（吸殻清掃を含む）

日報・月報の作成

(4) 履行期間

契約の日から平成31年3月31日まで

2 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。ま

た、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (2) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと
- (4) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (5) 過去5年間(平成24年度から平成28年度)に国または地方公共団体において、当該事業と同様の事業を受託した実績を有すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準、選定する概数

本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

環境政策部環境計画課 第1庁舎5階

午前8時30分～午後5時まで(土日、祝日を除く)

電話 03-5432-2272 FAX 03-5432-3062

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年2月13日(火)～平成30年2月23日(金)

午前8時30分～午後5時まで(土日、祝日を除く)

交付場所 世田谷区ホームページにて公開及び(1)に同じ

交付方法 世田谷区ホームページからのダウンロード及び(1)の窓口で配布

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成30年2月23日(金)午後5時まで

午前8時30分～午後5時まで(土日、祝日を除く)

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参または郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る。)

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成30年3月23日(金)まで

午前8時30分～午後5時まで(土日、祝日を除く)

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参又は郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る。)

5 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

- (1) 提出された提案書の審査は、審査委員会が別に定めた審査要領により、参加表明書、提案書、見積書、事業者ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

< 評価基準 >

審査項目		審査の視点
参加表明書	企業実績	・当該事業と同様の事業実績が十分であること
	過去の成果品	・冊子の構成、文書・図表作成等が的確にわかりやすくまとまっていること
提案書	業務実施方針	・業務目的、内容の理解度が高いこと ・行程計画と業務量の整合が取れていること
	業務実施体制	・巡回指導員の配置計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないこと
	配置責任者・巡回指導員実績	・当該事業と同様の事業実績が十分であること
	特定テーマに対する提案	・テーマの目的及び視点を適切に把握していること ・着眼点、問題点、解決方法等が適切に提案されていること ・提案内容に説得力、実現性があること ・課題解決のための創意工夫がなされていること
	資料作成能力	・提案内容がわかりやすく、見やすい構成になっていること
	見積の妥当性	・見積金額と提案内容が妥当であるか
ヒアリング	取り組み姿勢	・業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられること
	コミュニケーション能力	・説明がわかりやすいこと ・質問に対する応答が明快かつ迅速であること

(2) ヒアリングについて

ヒアリングは以下のとおり、開催する予定である。

審査内容：提案内容について、責任者又は現場管理者に対するヒアリング（提案説明及び質疑応答）を20分程度行う。説明に用いる資料は、提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。プロジェクトー及びパソコンを使用する場合は、2営業日前までに区に通知し、必要な機器を持参すること。（スクリーンは区で用意）。説明は、責任者又は現場管理者が行うこと。

ヒアリング実施予定日：平成30年3月28日（水）

時間、場所等詳細については、別途通知する

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・ 契約保証金：免除
- ・ 契約書作成の要否：要
- ・ 審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

- ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
 - ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について
- ・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 記載内容の変更について
- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した配置予定者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の経歴を持つ者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
 - ・関連情報を入手するための照会窓口は、上記【6 説明書の交付期間、場所(2) 場所】と同一である。
- (5) 提案者の失格について
- ・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。
- (6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
 - ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は、説明書による。